

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 リップス
所在地 長岡市川崎町字野口1436番5 外
設置者 高野不動産株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 5,986㎡
(変更後) 5,349㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 上新電機株式会社 午前10時00分から午後8時00分
(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 24時間営業
- 3 変更年月日
平成29年10月11日
- 4 届出年月日
平成29年9月6日
- 5 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成29年10月3日から平成30年2月3日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp